

告 示

埼玉県選管告示第六十六号

令和三年十月三十一日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及び審査分会長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和三年十月十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

職 務	住 所	氏 名
審 査 分 会 長	埼玉県三郷市早稲田三丁目四番地一号 棟百十号	山 下 勝 矢
審査分会長の職務 を代理すべき者	九 埼玉県川越市大字的場五百六十一番地	福 永 信 之